5	几	分	Ø	種	類	指示処分
5	几	分	年	月	日	令和3年3月3日
				は 名 は法人番		
	什	Ĵ	表		者	横田東
	免言	忤証番	号及て	が免許年	F 月日	大阪府知事(1)第 61130 号 令和元年6月 13 日
	Ė	こたる ₹	事務所	千の所 征	生地	大阪市住之江区

処分等の理由

令和2年1月30日に締結された、法人を売主とし、個人を買主とする、大阪市住吉区に所在する 土地建物の売買契約に係る媒介業務において、被処分者には次のとおり法に違反する事実が あった。

- 1 被処分者は、媒介契約締結時に、買主(依頼主)に対し、法第34条の2に規定する書面(媒 介契約書)を交付しなかった。
- このことは、法第34条の2第1項の規定に違反する。
- 2 法第35条第1項に規定する書面(重要事項説明書)において、
 - (1) 被処分者は、売買対象の建物が、建築基準法第52条に規定する 容積率の基準を超過している旨を記載しなかった。
 - (2) 被処分者は、売買対象の建物が、建築基準法第53条に規定する建蔽率の基準を超過して いる旨を記載しなかった。
- これらのことは、法第35条第1項第2号の規定に違反する。
- 3 被処分者は、不動産売買契約締結前に媒介報酬を受領した。
- このことは、業務に関し取引の公正を害する行為として、法第65条第1項第2号に該当する。